

議案第 5 0 号

山都町介護保険条例の一部改正について

山都町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 4 年 6 月 9 日 提出

山都町長 梅 田 穰

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置に対する国の財政支援が、令和 4 年度についても前年度と同様に継続されることから、令和 4 年度における減免の実施に当たり、山都町介護保険条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町介護保険条例の一部を改正する条例

山都町介護保険条例（平成17年山都町条例第101号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第6項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

山都町介護保険条例(平成17年条例第101号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)</p> <p>6 令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料(第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第11条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)</p> <p>6 令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料(第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第11条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>